

# 那須塩原市グリーン購入調達マニュアル

## 1 目的

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第10条に規定される「地方公共団体による環境物品等の調達の推進を図るための方針」に則り、グリーン購入を推進するためのマニュアルを策定することによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

また、市が率先してグリーン購入を推進することにより、市民、事業者等の環境物品等の調達への意識の高揚を図る。

## 2 対象範囲

管理単位が行う物品等の調達とする。

## 3 基本的な考え方

以下の3つの基本方針に基づき物品の調達と使用を進めていくものとする。

### （1）環境保全に配慮した物品の調達

従来考慮されてきた価格や品質などに加え、環境保全の観点を検討事項とし、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減に配慮して調達を行う。

### （2）物品等のライフサイクル全体を考慮した調達

再生部品の利用や廃棄物の発生抑制など、資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮して調達を行う。

### （3）物品等の合理的な使用

調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、グリーン購入法第11条の規定を念頭に置き、グリーン調達推進を理由として調達総量が増加することのないように配慮する。

#### グリーン購入法第11条（抜粋）

国、独立行政法人等、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、環境物品等であっても、その適正かつ合理的な使用に努めるものとし、この法律に基づく環境物品等の調達の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮するものとする。

## **4 推進方法**

グリーン購入の推進については、「第三期那須塩原市版環境マネジメントシステム 第6章. 具体的な取組事項」の位置づけとして、以下のとおりに実施するものとする。

### **(1) 特定調達品目及び調達目標**

環境管理事務局が定める環境物品の品目及びその判断基準、調達目標を「グリーン購入特定調達品目等及び調達目標」とする。

### **(2) 各管理単位におけるグリーン購入の取組み**

第三期那須塩原市版環境マネジメントシステムで定める各管理単位の環境管理監督者は、毎年度定める別紙の「グリーン購入特定調達品目等及び調達目標」に基づき物品を調達する。

## **5 適用時期**

本マニュアルは、第三期那須塩原市版環境マネジメントシステムの実行と共に適用する。